

認定セミナーに関するQ & A		
質問		回答
認定セミナーの受講について	受講料金はいくらか？	認定セミナーの主催者にお問い合わせください(各主催者によって料金が異なります)。
	認定セミナーを同一人が複数回数受講してもよいか？	問題ございません。
	ガイドラインセミナー、リスク管理セミナー等数種類あるが、全種類受ける必要はあるか？	全種類受ける必要があるものではございません。それぞれ受講されたいセミナーを受講してください。
受講修了後の調査票提出について	調査票を提出したが、届いているかわからない。	受信確認の自動返信メール等は実施しておりませんが、もし必要であれば当室にて確認し、提出状況を回答差し上げます。
	認定セミナーの調査票について、メールで送付したが、送信エラーで届かない。どうしたらよいか？	大臣官房運輸安全監理官室のFAX(03-5253-1531)宛に調査票をお送りください。
	調査票はいつまでに提出したらよいか？	期限は特に設けておりません。貴社の運輸安全マネジメントの取組がある程度進んでから提出されることをお勧めいたします。
	認定セミナーで受け取った受講修了書も併せて提出する必要はあるか？	認定セミナーの受講修了書は提出する必要はありません。
	調査票の提出先はどちらか？	大臣官房運輸安全監理官室宛メールアドレス(hqt-mstuak-record-r412@gxb.mlit.go.jp)にご提出ください。メールにて提出ができない場合は、FAX(03-5253-1531)にお送りください。
	3種類セミナーを受講したが、3枚調査票を提出する必要はあるか？	セミナー受講の都度、提出していただくことが適当ですが、同一年度の受講であり、かつ、調査票の記載内容に変更がなければ、1枚でも差し支えありません。
	受講番号欄には何を記載すればよいか？	認定セミナーを受講された際に、主催者より配布される受講修了書に記載の18桁の番号を記入してください。
	本社の統括運行管理者が認定セミナーを受講した。調査票について、本社用に加えて、各営業所用についても作成するのか？	本社の方のみ受講された場合は、本社用のみご提出ください。もし、営業所の方も同席されていた場合は、担当営業所のみ状況について、営業所用の調査票も併せてご提出ください。
	複数ある営業所のうち、1つの営業所の社員が認定セミナーに出席した。受講後の調査票は営業所用のもののみ作成すればよいか？	受講された方が担当している営業所のみの状況について、営業所用の調査票に記入の上、ご提出ください。
調査票の書き方について	年度内で事業用自動車の保有台数が減った場合はどの数を記載すべきか？	現時点での台数を記載ください。過去分については、年度初め時点の台数を記載ください。
	調査票の再下段に記載する事故件数について、年度は何月から何月とすればよいか。	最寄の地方運輸局へ報告される「輸送実績報告書」の事故件数にあわせてください(前年4月1日から本年3月31日までを年度とする等)。
	調査票の再下段に記載する「交通事故件数」は、どのような交通事故をさすのか？	「交通事故件数」は道路交通法第67条第2項の「交通事故」を指します。「有責事故」はそのうち貴社に過失がある事故を想定しています。なお〇内は国土交通省所管の自動車事故報告規則に基づく報告を記載してください。 <参考>【道路交通法】(危険防止の措置)第六十七条第二項前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで及び第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。))までを除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分を違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。)を起した場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。
	調査票の最下段に記載する事故件数やその他について、過去何年もとすると把握できていないがどうすればよいか？	お分りの範囲で記載してください。また、国土交通省所管の自動車事故報告規則に基づく報告が必要な重大事故があれば、()内に件数を記載してください。
長期未監査のインセンティブについて	長期未監査のインセンティブの意味を改めて教えて欲しい。	各地方運輸局等が実施する自動車運送事業者に対する長期未監査を理由とした監査(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く)を実施するかしないか、また実施する時期を考慮するかなどについて各地方運輸局等が判断する際に、調査票の内容を考慮しています。
	長期未監査のインセンティブの有効期間はどの程度設けられているのか。	長期未監査を理由とした監査(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く)を実施するかしないかの判断に活用するものであるため、監査を免除するものではなく、また有効期間も定めておりません。
	長期未監査のインセンティブを全社的に受けた場合、どのような社員が認定セミナーを受講すればよいか。	本社の特に輸送の安全に関わる方に受講していただくことをお勧めいたします(本社の方が1名でもいらっしゃれば、営業所の方の受講人数は問いません。)。全社的にインセンティブを受けるためには、全社的にどのような状況であるか把握させていただくこととなります。そのため、本社用の調査票を提出していただく必要があります。